

厚生労働省が関与する形で、人材サービスにおける「就職お祝い金」の提供は、2021年4月から「職業紹介事業者（転職エージェント等）」、そして2025年4月からは「募集情報等提供事業者（求人サイト等）」を対象に、原則禁止となりました。これは、お祝い金によって求職者がサービスの質を見極められなくなる弊害や、お祝い金目的の早期離職の誘引を防ぎ、労働者の雇用の安定を図るための措置です。

規制の経緯と概要

2021年4月から職業紹介事業者（転職エージェント等）が原則禁止

- 職業紹介事業者が求職者に金銭的メリットを提供して求職を勧奨し、その後さらに転職を勧めることで手数料収入を得る行為が問題視されました。

2025年4月からは募集情報等提供事業者（求人サイト等）も原則禁止

- 求人サイト等の運営事業者も、お祝い金提供による求職者のサービス利用の判断を歪める弊害をなくすため、規制の対象となりました。

禁止の背景・目的

労働市場の歪みの是正:

お祝い金が求職者の目に魅力的に映るため、質の低いサービスを利用してしまいう「囲い込み」が発生する懸念がありました。

雇用の安定:

お祝い金目的で早期に離職するケースや、求人サイトが企業からの報酬を得るために紹介を繰り返す事例などから、労働者の雇用の安定を阻害する行為として規制されました。

質の高いサービスの促進:

求職者が金銭的なメリットに惑わされず、事業者の提供するサービス自体の質でサービスを選択できるよう、環境を整えることが目的です。